

**2024 年「アイヌ施策推進法」
改正に向けての
アンケート調査報告書**

2022 年 3 月

アイヌ政策検討市民会議

〈目次〉

1. 調査の概要	1
1-1. 調査目的	1
1-2. 調査方法	1
1-2-1. 対象	1
1-2-2. アンケート方法	1
1-2-3. 質問事項	1
1-2-4. 集計方法	2
1-2-5. 調査期間	2
2 調査結果	3
2-1. アンケート結果の集計	3
①回答状況	3
②質問別回答結果	3
問 1	3
問 2	4
問 3	6
問 4	8
問 5	9
問 6	11
問 7	12
問 8	14
問 9	15
問 10	16
問 11	17
2-2. アンケート結果の分析	19
2-2-1 アイヌ施策の原則に係る回答について	19
2-2-2 アイヌ施策の現実に係る回答について	21
3. 考察	24
4. 結語	26
* 添付資料： アイヌ施策に関するアンケート調査票	27

1. 調査の概要

1-1. 調査目的

2019年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（略称、アイヌ文化振興法）に替わり「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（略称、アイヌ施策推進法）が施行され、7月には白老に民族共生象徴空間ウポポイも開業し、アイヌ政策が新たな局面に入った。アイヌ施策推進法第1条（目的）に「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」との文言が入ったことから、北海道アイヌ協会を中心に日本政府がアイヌをはじめ法的に先住民族として認めた文書であると評価する声もあった。反面、他のアイヌ団体からは、アイヌを先住民族と明記しながら、植民地化による歴史的不正義への代償として、先住民族アイヌの集団的な自己決定権や関連する権利を回復し、現在の不利な状況を克服するための施策が一切ないことに批判の声があがった。その後、アイヌ政策検討市民会議（以下、市民会議）は、アイヌ施策推進法の施行状況を注視してきた。アイヌ施策推進法附則9条は、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とし、2024年に同法の改正を行う可能性があることを示唆している。したがって、市民会議は、施行の状況について検討を加えるための資料として当事者アイヌの方々の声を集めることが不可欠であると判断し、アンケート調査を実施した。

1-2. 調査方法

1-2-1. 対象

北海道アイヌ協会と関係の深い北海道各地域のアイヌ協会、北海道アイヌ協会からは独立して札幌や首都圏などを中心に活動するアイヌ団体、札幌のアイヌ文化サークルで活動する団体などに属する個人を対象とした。

1-2-2. アンケート方法

およそ80部の調査用紙を上記の団体あてに郵送またはオンラインで配布し、記名を原則として合計38人の回答を得た。回答は団体の意見ではなく、回答者個人の意見を書くよう依頼した。

1-2-3. 質問事項

1. 「アイヌ関連事業予算」は、所属団体の自発的意思が尊重されているか。
2. 民族共生象徴空間（ウポポイ）開設は、アイヌ民族の誇りの尊重に結びついているか。
3. 「アイヌ施策推進法」を生活保障や教育、雇用などにも広げるべきか。

4. 3年後の改正で先住権の保障について明記するべきだと思うか。
5. 3年後の改正で、アイヌ民族の権利として漁業や動物捕獲の権利を認めるべきか。
6. 3年後の改正で、実効力のあるアイヌ差別禁止規定を設けるべきか。
7. 政府の遺骨返還対応は十分か。
8. 「アイヌ施策推進法」に アイヌ民族の直接参画は必要か。
9. 3年後の改定で、「アイヌ施策推進地域計画」の事業主体は地元アイヌ団体とすべきか。
10. 現在の「アイヌ施策推進法」で、対象外のアイヌへの対処の必要性について。
11. そのほか、アイヌ政策の今後のあり方についてのご意見。
上記の質問に加え、最後に、アイヌ政策の今後のあり方についての意見を求めた。
回答はいずれも、「1. 思う 2. 思わない 3. わからない」の3つの選択肢から一つを選び、それを選んだ理由や意見 を自由記載欄にコメントするよう依頼した。

1-2-4. 集計方法

- 標本数が少ないため、割合とともに実数も示し、図表を表示した。
- 自由記載欄に書かれたコメントは、すべて貴重な見解ゆえにそのまま掲載し、また個人の特定となる回答者名や所属団体名は伏せた。

1-2-5. 調査期間

2021年5月末から10月上

2 調査結果

2-1. アンケート結果の集計

① 回答状況

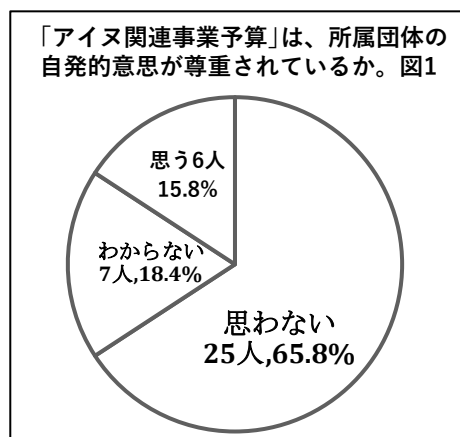
調査表配布数	(人)	回収率(%) 回答者/配布数
≒80	38	≒47.5

② 質問別回答結果

問1 アイヌ施策推進法にもとづき、「アイヌ関連事業予算」が増額されましたが、その予算を使って市町村が「アイヌ施策推進地域計画」をつくるにあたって、貴団体の自発的意思は尊重されていると思いますか？

(表1)

回答	(人)	(%)
思わない	25	65.8
わからない	7	18.4
思う	6	15.8
計	38	100.0



問1のコメント

思わない 25人	未記入9人
	「アイヌ施策推進地域計画」を策定にあたって、当初から5年の計画を出す必要があり、拙速すぎて、何が必要なのか、どうすればよい伝承ができるかが、ほとんど議論できなかった。
	何の説明も受けていないので。
	意見交換会がない
	各市町村と地域のアイヌ民族とで、もっと意見交換をしてほしかった。アンケートでも良い
	各市、町、村や、一方的なアイヌ団体にしか、使用されていない気がする。
	関係市町村が、国・道・近隣市町村と情報交換、話し合いで、アイヌ協会を軽視している。
	関東のアイヌ団体などの意見は尊重されたことなどない
	樺太アイヌ自体が、国に認めてもらっていないのに、昨年初めて文科省の方2人が私達に逢いに来てくれたが・・・
	全く無視されてきた。理由を聞くと人数と歴史のあるアイヌ協会とのみ、意見交換するとの事。アイヌはアイヌ協会員のみではない。
一般的には格差があり、均等にはなっていないこともあり、問題あり	
市役所は努力しているが、国（推進室）は、アイヌ民族の生活改善に直接繋がる政策は行おう考えが全くない。例えば、北海道ウタリ協会が求めてきた大学等への進学率の向上に繋がる奨学金制度などは、以前に比べ、「返済免除制度が無い」などのように後退している。国は、現在の新制度では「学習塾等が無い地域に塾が開設できるようにする」など全くアイヌ民族の個人対応の考えが無いと回答された。	

	少なくとも昨年度末には、江別地域独自の教育課程の取り組みを提唱した。しかし、全く別な活用になった
	申請していないが、実績を見ると市町村が独自財政で実施できる施策、観光業者の責任で行うべき事業に利用されている傾向が強い。
	団体じゃないから
	地域の事業者や、一般市民の利益になって、当事者のアイヌには、一部分、少数のアイヌだけしか関われないから。
	仕事にも収入にも何も変化せず、それにより何がか変わったのか

思う 6人	未記入1人
	当町にはアイヌ政策推進会議があり町、議会、アイヌ協会で構成されていて20年前から協議してきた。
	新しい生活館建設にあたり、町に我々の意見や希望を良く聞いてもらっている。
	私が自発的意思を表明していないのと、アイヌに該当していないのがそもそもの実態で有る為に範疇に無い。
	平取町に関しては、うまく予算を活用。
	アイヌの予算だから、権利のある人はどんどん使うべきだと思う。それじゃないと全て他の方で使われてしまう。

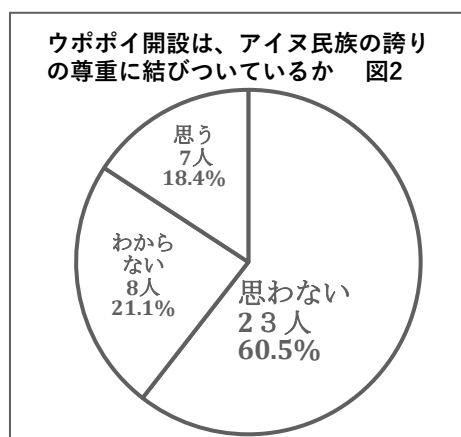
わか ら な い 7人	未記入6人
	現在、居住地区のアイヌ協会に属して居ない為、どのような経緯で当地区の計画が組まれたのかわからない。ただし、当地区のアイヌ協会上層部には「アイヌの文化風習等」への「無理解」や「軽視」をしている傾向が有る。

問2 白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業して1年近くになります。ウポポイの開設は、アイヌ民族の誇りの尊重に結びついていると思いますか？

(表2)

回答	(人)	(%)
思わない	23	60.5
わからない	8	21.1
思う	7	18.4
計	38	100.0

※「わからない」のコメントにも、「ウポポイがアイヌ民族の誇り」と思う者はいない。



問2のコメント

思わ ない 23 人	未記入6人
	アイヌにとって歴史の真実を表示すべき…予想したように観光化に埋没してしまい、アイヌの悲惨な歴史の真実は全く伝わらない。
	アイヌは地域性があり、アイヌ全体ではなく、地域の特性を活かした展示法等取り入れて、分かりやすい様にして(ほしい)
	アイヌ民族の植民地された困難の歴史について解る展示、解説になっていると思えない。
	ウポポイの開設が誇りになるかならないかは個人の考えであって、私にとってはなりません

	ウポポイは私達アイヌの為の施設だとは考えられません。私はウポポイには反対です。誇りを持って活動している人もいますが、そういう人は少数で国はそういう人達の意見に耳をかしてくれません。一体アイヌの人のどのくらいの人達が納得しているのでしょうか。はなはだ疑問です。
	ヘイトスピーチが増えた気がする
	一部地域の人たちだけ、若者のアイヌだけが活動しているように思う。
	観光・文化振興・アイヌ文化振興法の流れを続けている。ウポポイは、アイヌ民族の歴史、中世・近世・近現代に焦点を当て、アイヌ民族の生活圏は広大であったこと、周辺の文化の人々と接触し、時にはその文化の影響を受けつつ、独自の文化を作っていた民族であることを、伝えなければならない。
	誇りに思いたいアイヌが少なからずいることはたしかだと思えます。しかしながら、アイヌの主権を認めない中でウポポイを尊重の対象にする事自体に問いかけが違うと言わざるを得ないです。
	施設が一つ出来たことで、何をもって誇りの尊重になるというのかが全くわからない。
	自分に近くに変化を感じられない
	所詮オリンピックむけのパフォーマンスです。リアル感のない薄っぺらな施設です。またウポポイの尊厳ある慰霊施設と称する施設こそがアイヌ民族の誇りを踏みつけにする屈辱的な施設。
	日本政府がアイヌ民族に対して行った差別と偏見を基調にした強制同化政策への真摯な反省と謝罪がなされないままに開設した。開設後も、国務大臣や道議会議員の偏見に基づく不用意な発言が続いたことが、ネット上のヘイトを誘引している。さらにメディアまでがアイヌ差別に無関心にさせていることは重大な問題である。
	日本政府はアイヌに対してことばで言うだけで、実体は何もともなっていない。北海道アイヌ協会もアイヌの意見を聞くべきである。→問8の回答へ
	文化に関心を持つような展示になっているが、アイヌ民族の権利回復を求める視点が欠け、明治政府により一方的に生活権を奪われ、多くの犠牲を強いられた事実を目を塞ぐ形態になっている。
	文化振興法だけをいかした建設物で、ウポポイ→本来はアイヌが作り、アイヌが運営してきた白老アイヌ博物館はどこへ行った。政府からの大きな金。日本企業の下請けか。
	和人のために作られた施設みたい。アイヌの若者は働いているようですが、見せ物のよう。あまり行きたいと思わない。

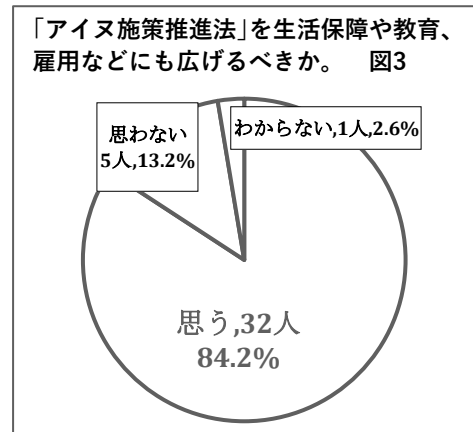
わから ない 8人	未記入3人
	働いている人達は誇りを持って仕事をしていると思うがウポポイに関係ない人には影響はないと思う。
	大規模な施設が出来て誇りに思う反面、見せ方や運営に沢山の倭人が関わっていて、アイヌ自らと言うところが少なすぎる。
	美しく立派な施設ではあるが、アイヌ民族が国による政策でうけた影響、和人の大量の移住、開拓の名もとの、いわゆる植民地化された打撃(土地制度導入、生業の禁止、言葉の制約、文化の禁止)が明らかにされていない。
	館内の内容について、アイヌ民族的ではない。もっと氣を込めた展示を望みます。
	新型コロナウイルス感染症による緊急事態布告によって未だに当施設に行く事が出来ない為、何とも言えない。が、私個人の周りでは「人間動物園」「当施設が出来た事によって和人によるアイヌ支配、北海道の植民地化が「完了した」と言う意見が無い訳では無い。

思う 7人	未記入5人
	史実に不満はあるが、働いている人がいきいきしているように思える
	ウポポイができた事で、注目され、イメージも良くなったと思う。

問3 アイヌ施策推進法における「アイヌ施策」は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発」（アイヌ文化の振興等）に限定されていますが、アイヌ施策の範囲をたとえば、生活保障や教育、雇用などにも広げるべきだと思いますか？

(表3)

回答	(人)	(%)
思う	32	84.2
思わない	5	13.2
わからない	1	2.6
計	38	100.0



問3のコメント

	未記入 10
思う 32人	「生活保障や教育、雇用など」→一番大事なこと！
	1984年にアイヌ自身が求めた「アイヌ民族に関する法律（案）」の精神に沿った政策を求める。
	アイヌはいまだに貧乏でその為に教育も受けられない人が多いから
	アイヌ協会も、アイヌ協会に入会していない人にも同時啓発や、生活雇用につなげるべきです。
	アイヌ民族が伝統に基づいた生き方、生活をするために、漁労権、狩猟権、採集権、生活がエンジョイしてこそ、より良い文化の継承となる。
	ここで言われる文化というものは、誰がそれを文化と決めたのかも分からず、どんなものであっても文化なのに線引きされていることがそもそもおかしいと思っている。
	ずっと前から言ってます。
	まだまだ苦しんでいるアイヌも沢山いるしこれから先を生きていく子供達に大学まで行ける保障など範囲をぜひ広げていただきたい
	やはり、子供の頃からキチンと教育を受けていないと、就職先も限られ、常に貧困に悩まされ、生活していく上で安定感が無い。
	教育、住宅（家賃補助等）がなければ無意味、施設が出来ても生活は変わらない
	教育が一番優先されるべき、と思うから。
	教育とアイヌ年金は必要だと思う。
	限定されている「アイヌ施策」に「・・・文化、伝統・・・」は表現されているが、上に書いたように悲惨な「アイヌの歴史の真実」を加えて活用されるのなら・・・、修学旅行生の中高生に差別偏見を助長するようには受け取れない。
	差別されることがあります。
	侵略、強制同化の歴史から、アイヌ民族の多くは貧困、教育など一般との格差が大きい。当然その解消のための施策をすべき。
	生活、教育、雇用など広げていかなければ、その先に進んでいかないのでは？もっとアイヌ女性とアイヌのお年寄りの声を聞いてほしい。
	生活保障や教育にも対象範囲を広げる事は必要では有るが、その前提として「文化風習伝統等の普及振興」を実施する事が「必至の条件」とされるべき。また、その対象相手は「文化風習伝統等の普及振興伝承活動を行って居る団体」のみではなく「個人」も対象とするべき。

	年金、教育費無償化、住宅補償などまだ必要なものがある
	貧困から抜け出せる、具体的な救済政策は今後も必要だと思う。
	北海道、千島・樺太には、永い間、アイヌ民族が生活をしてきた所である。その生活文化全てが禁止、制限され、植民地とされ、後からつくられた法律は、屈辱的な差別法である。これでは民族として生きられない。アイヌとして誇りを持って生きるための生活保障や教育・雇用（これは、補償、賠償）は、当然必要。アイヌが、何が必要かを決める。
	北海道アイヌ協会は、1984年（s 59）の総会で、「アイヌ民族に関する法律（案）」を採択した。 （①基本的人権②参政権③教育・文化④農林漁業商工業等⑤民族自立化基金⑥審議機関）北海道・北海道議会・知事・議長・北海道市長会・北海道町村会・65市町村長・14支庁町村会に協力要請をした。これを受けて、北海道議会は、1988年から2010年までに、8本の道議会決議をしている。知事はアイヌ協会と共に国に要望をした。1992年、北海道アイヌ協会の野村義一理事長は、国連総会に招待されて、12月10日記念演説をしました。世界中の国家代表・先住民族代表を前に、アイヌ民族の歴史・現状・要望（上記のアイヌ新法案）を訴えました。それから約30年、アイヌ民族の要望は、子供の教育・高齢者への生活援助・雇用対策・生活保障です。
	北海道ウタリ協会が求めていた「アイヌ新法」は、参政権を含め抜本的な権利回復を求めていたが、自民党の反対で権利面が削除されてしまった経緯がある。原点に戻って、権利回復を求める制度にしなければ「アイヌ民族」を自称する人たちはいなくなってしまう。 当該地区アイヌ協会の会員は、ピーク時の4分の1迄に減ってしまっている。さらに高齢化で文化活動の実施も難しくなっている。会員の増加のためには、大学等の奨学金の返済免除などの優遇政策が急務である。経済的自立化があつてこそ文化活動も行える。

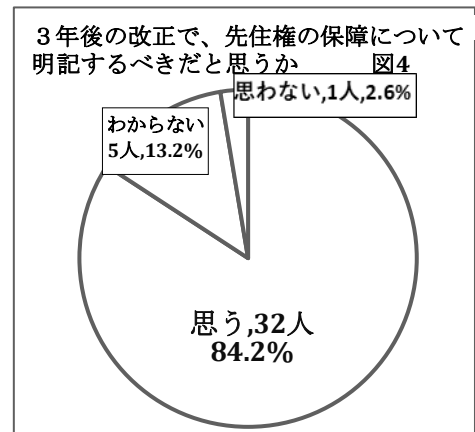
思わ ない 5人	未記入2人
	アイヌ施策の範囲とは何事も限定される事ではないと言うのが私の考える主権です。 他者が決めるアイヌ施策推進法でなく、自分達が必要な事を常に見直しながら決めていく事に尽きる。
	アイヌ文化、アイヌ文化とアイヌを誑かす理念だけのアイヌ政策は、日本政府の不都合にフタをする企みが透けて見える。北海道の調査にもあるように、生活保護率が高く、進学率が低い事が問題である。最も大事な事は、アイヌ子弟達の教育であり、今貸し付けになっている奨学資金を元のように給付型に戻すべきである。
	生活保障や教育等はアイヌ施策とは趣旨が違うと思います。生活保障や教育等はきちんと分けて、別途予算をつけてもらうべきだと思います。

わからない1人	未記入1人
---------	-------

問 4 現在のアイヌ施策推進法はアイヌを「先住民族である」と明記しながら、自己決定権や土地・資源への権利などの、いわゆる先住権を認めていません。3年後の改正で、先住権の保障について明記するべきだと思いますか？

(表 4)

回答	(人)	(%)
思う	32	84.2
わからない	5	13.2
思わない	1	2.6
計	38	100.0



問 4 のコメント

	未記入 13 人
思う 32 人	<p>アイヌモシリを返せという非現実的な事をいうつもりはないが、アイヌが辿らされてきた歴史を振り返り、想像力をもって対処してもらいたい。</p> <p>アイヌ文化法、旧土人法は悪法ともどしたが旧法ではひどい差別があった。明治以前は、自分・人間が食べるだけ又儀式用は自由に取れた。アイヌに先住権、自決権をみとめてください。</p> <p>いまや国際的にあたりまえの原則をスルーしている日本政府。監視すべき日本国民も関心ないのはなぜだ…</p> <p>まず先住権を認めて欲しいです。それとアイヌの人々に対する補償を要求したいです。</p> <p>今のままでは何も変わらない</p> <p>私は樺太アイヌ（自称：エンチュ）ですが、いまだに、国に認めてもらっていない現状です。無かったことにしているなんて、許せないです。</p> <p>自己決定権や土地・資源の権利がない先住民族では、絵に描いた餅である。</p> <p>諸外国の制度に比べて、全く不十分である。</p> <p>先住民族であると認めた以上は自己決定権は無しには出来ない。今の状態はかなりの矛盾をはらんでいる。</p> <p>先住民族として認め、そのアイヌはだれか、権利は何かを明記しないのは、おかしい。</p> <p>先住民族と認めるなら補償されるのが当たり前だと思う</p> <p>先住民族なのだから、当然前の事だと思う。</p> <p>当然前のこと</p> <p>当然だ。</p> <p>当然ながら、自己決定権を堅持し、あらゆる先住権を認めるべきです。先住権を保障すべきです。</p> <p>必至条件である。</p> <p>補償も何もされないのは、無策</p> <p>北海道アイヌ協会は、「先住民族の権利」について、1992 年、日本政府の「アイヌ新法問題に関する検討委員会」に対する意見を、次のように述べている。</p> <p>「先住民族の権利」</p> <p>①土地に対する権利（土地や天然資源）</p> <p>②参政権（国政・道政）</p> <p>③民族自決権（民族としての権利・尊厳を守る。政治的・経済的・社会的決断）</p>

<p>2009年の「先住民族の権利に関する国連宣言」</p> <p>2014年の「先住民族世界会議・国連総会ハイレベル会合成果文書」</p> <p>1997年の「二風谷裁判・判決」（アイヌ民族は、先住民族）・・・司法による先住民族認知</p> <p>2008年の 衆・参「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」・・・立法府による認知</p> <p>上記決議を受けての「内閣官房長官談話」・・・・・・・・・・行政府による認知</p> <p>日本国政府は、三権が認知しているのだから、アイヌ民族を日本の先住民族と認めるべきであり、「先住権」を補償すべきである。</p>
<p>明治政府いらい土地を奪い狩猟やサケ漁などを禁じ、民族固有の言語の使用や慣行を規制し、アイヌのいっさいの権利を蹂躪する強制同化政策に対して正当な補償をする必要がある。</p> <p>その上で明治以前にアイヌが行っていた諸権利の回復策を探求する責任が国・道にはある。</p>

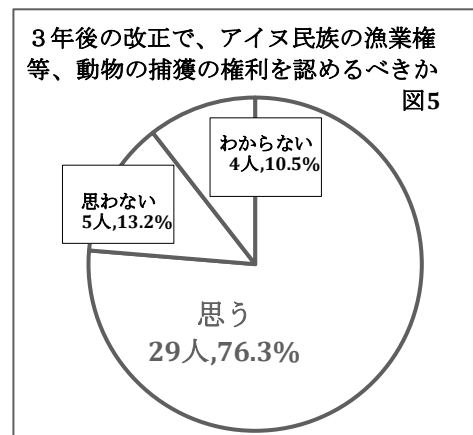
わからない 5人	<p>未記入 4人</p> <p>現実的な権利であれば必要だと思うがその事によってアイヌと和人の対立が起こらないように話し合いが必要だと思う。</p>
-------------	---

思わない 1人	<p>先住権の保障なんていない。あるのは主権です。北海道、千島、樺太の主権者はアイヌ（エンチュウ）であり国家（日本政府）はアイヌと協議の上施策を行う事とする。</p>
------------	---

問5 近年、アイヌに自由なサケ漁を認めるべきかどうかの議論が起きています。アイヌ施策推進法の3年後の改正で、アイヌ民族の権利として漁業権等、動物の捕獲の権利を認めるべきだと思いますか？

(表5)

回答	(人)	(%)
思う	29	76.3
思わない	5	13.2
わからない	4	10.5
計	38	100.0



問5のコメント

思う 29人	未記入 11
	「土地と領土とそこにある資源に対する権利」なので認めるべきです。
	アイヌは和人が入る前には、資源を枯渇させずに資源を利用してきた。和人が資源を枯渇させておいて法律（道内水面漁業規則）をつくり、アイヌをしぼるのはおかしいではないか。北方領土についても、アイヌに漁業権を認めるべきだ。
	アイヌ施策推進法の「付帯決議」を尊重し、認めるべきである。
	国際連合人権監視システムからの、アイヌ民族に関する勧告を守るべきである。 人種差別撤廃委員会勧告 1997年8月・「一般的勧告23」（CERD/C/51/MISC.13/REV.3） 2001年3月・（CERD/C/58/CRP） 2010年3月・（CERD/C/JPN/CO/3-6）

	2014年9月・(CERD/C/JPN/CO/7-9) 人権理事会勧告 2008年6月・普遍的定期審査(A/HRC/8/44)
	もともと、狩猟民族である、自由に捕れるべき。
	樺太アイヌは海の民として、生業してました。戦後開拓した部落で過酷な生活を強いられて来たこと等を是非文科省の方々に聞いてもらいたいです。
	儀式に使用するものは、無条件で認めるべきだと思う。
	儀式用サケの捕獲は許可制でなく届け出制とすべき。国や道がその気になれば今すぐにも実現できることである。
	旧土人保護法にかわる法律を制定する時に、国連が定めた「先住民族の権利宣言」を参照するとのことだったが、何もない。
	漁業権といっても、商業用の仕事としての権利ではなく、祭祀に使用する時の必要な量だけでも良いので、認めて欲しいと思います。
	自然界を無視し、乱獲を続けてきたツケが、今の地球変動である。今こそアイヌ文化が海を守り、森を守る時である。
	伝統文化を剥奪 強制的やり方に植民地的やり方
	当然の権利
	当然、あたりまえ・・・その他にも、アイヌが自然と密接に生きてきた権利を認めるべきである。例えば山菜の獲得権利を明確にすべきだ！
	捕獲権は当然。又、日々動植物が絶滅している。先住民族の自然観などを基調とした、自然界との共存の方法を学ぶ、話し合いの場を作ること。
	問4と同様。先住民族と認めるなら補償されるのが当たり前だと思う
	必至条件である。
	和人に奪われた権利であるから捕獲は認めてもらうべき
	約160年間、アイヌ民族の伝統の権利を奪われ、生活の困窮の一途をたどった。 先住民として、当然の権利を確保して、漁業権を認めるべきです。

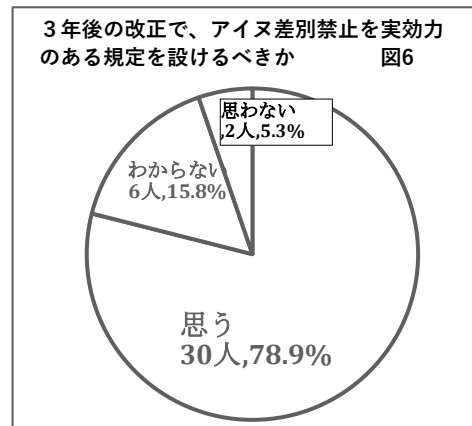
思わ ない 5人	未記入2人
	常識のないアイヌが多いから一人で200匹300匹は理解できない。伝承に必要な分だけでいいと思う。アイヌの和人化で必要のないものまで取ってしまうから。
	アイヌ文化の再点検が必要に思う。和人の価値観と同一に考えるのは危険です。商業目的が最優先される事では何の解決にもならないからです。 自然に生かされていると私に教えてきた両親やおばば達の自然破壊は人の生き方そのものを変えるからです。
	上記には分かりませんが・・・明治以降、①山は木を切られ針葉樹林カラ松を植えられ、ウサギやネズミ対策で「ドク」じょうをまいたーその為川では沢は亡んだ動物が・・・ ②川は河川事業と、いくつものダム、米作りの水路ができ、鮭一本も登れないようにされた。昭25は米の農薬ディディが川にながれ小魚が遡上できなくなった。

わか らな い 4人	未記入3人
	認めるべきとも認める必要はないとも思える。これを認めるとした場合に、では誰がアイヌとして認められ、そのアイヌとして認めるというのを誰がしていくのかも明白にしなければならない

問6 アイヌ施策推進法ではアイヌ差別を禁じていますが、今年3月、全国放送のテレビ番組が大きなアイヌ差別を引き起こしました。3年後の改正で、アイヌ差別禁止を実効力のある規定を設けるべきと思いますか？

(表6)

回答	(人)	(%)
思う	30	78.9
わからない	6	15.8
思わない	2	5.3
計	38	100.0



問6のコメント

思う 30人	未記入 12人
	150年経っても差別はなくなっていなから。
	2019でアイヌ差別を禁じているが、その後、アイヌ差別は、マスメディア、ネット、公務員・議員、ネトウヨ等々後をたたない。罰則付にすべき。
	アイヌ差別は、今でもいろんな所で続いています。 このままでは良くないと思います。変えていってほしい。
	あの差別用語はアイヌにとってとても辛い言葉です。 しかし今を生きているアイヌの子供達、和人の子供達はあの差別用語を知りません
	いつとはなく、差別はあってはならない。法律をもって差別禁止すべきです。国の恥です。
	ヘイトスピーチへの配慮が必要だと思う
	まず最初に行わなければならないことは、日本政府が行ってきた強制同化政策を反省し、特に今日なお差別の根源となっているアイヌを旧土人と呼称したことを謝罪することが必要である。
	何が差別かわからないらしいから私が教えに行きたいくらい
	今でも、差別もあります。
	今年も日本テレビの差別番組が放送された。日本テレビは2回目です。1994年の元旦でした。ビートたけしが、伊藤久男の「イヨマンテの夜」を流しながら、10人ぐらいの男子に踊らせたのです。下半身に突起物をつけて。アイヌ民族の大事な儀式「熊送りの儀式」を侮辱するものだと、全国から非難の声が上がり、東京のアイヌ民族団体が抗議に行って、日本テレビは謝罪しました。27年前です。 SNSやネットで、またアイヌ差別です。こんなことで私たちの子供や、孫が、私はアイヌ民族ですと、大きな声で話し、生きていけるのでしょうか。
	私は、アイヌとして生きており教職公務員としても生きた。しかし、小3年生で今日差別表現されたのと全く同じいじめの経験をしてきた。70年前の事と全く同じ表現を公共電波を使い、しかも、笑い芸人が参加して・・・そのテレビ、マスメディアを関係者をバクハしてマッサツしたい。
	差別を禁じるという当たり前のことで、このような質問が出るのがそもそもおかしいと思う。
	制作者が誰も差別を認識出来ないことに、何も知らされていないのだ、と感じる
	罰則を設けて、厳しくした方が良い。
必至条件である。	
法的拘束がない。法律が出来てからも、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムが後をたたない。 罰則のついた差別禁止法にすべき。特に公務員、議員。	

	紋別漁協でもカスベさし網に5隻が操業できるようになった。(定置漁業は和人だけがもっている。アキアジも和人だけがもっている)
	日本人、ひとりひとりがまず加害者であることを認識し、当事者意識を持つこと。その為にも国の責任において、アイヌが辿った歴史を国民に周知徹底するべき。

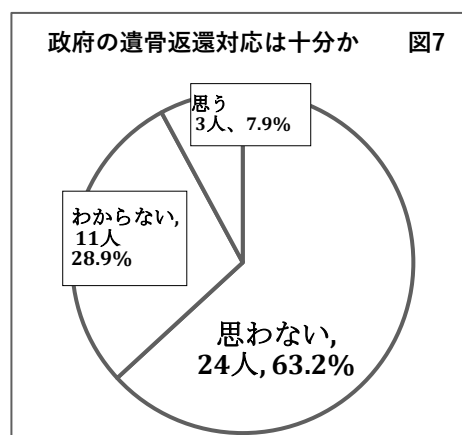
わからない6人	未記入2人
	(実行力のあるもの)言うのは簡単だが逆に隠れた差別が生まれる可能性がある。 田舎ではアイヌと和人が話し合いをしながら理解しようと頑張っているのに水をささないで欲しい。 もっと差別されるような気がする
	実効力のあるものを規定を設けると、また何か？問題が？ 差別がある、と認識できる社会の確立は規定するだけでは無くならないと思う。 再生産の道具にならない為に！ 差別と対峙する為には差別されたと感じた本人を中心に差別した当事者と納得できるまで話し合える場を保障できる支援の仕組みを作ることが大切だと思う。差別された本人と差別した当事者双方がその原因と歴史的背景、今後の在り方を共有できるように支援し、本人の自己確立を促したい。

思わない2人	当事大きな団体であるアイヌ協会は事についてしっかり話し合ってほしい。歴史の検証を… 禁止の実効力を設けても、差別する人はするし、しない人はしないと思います。 あまりアイヌ差別と騒ぎすぎるのも良くないと思います。
--------	---

問7 白老町の民族共生象徴空間(ウポポイ)の慰霊施設に、和人研究者らが各地のアイヌ墓地を発掘して集めた遺骨が多数安置されています。政府は「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」を設け、希望する地域のアイヌ関係団体に返還するとしていますが、現在の政府の対応で十分だと思いますか？

(表7)

回答	(人)	(%)
思わない	24	63.2
わからない	11	28.9
思う	3	7.9
計	38	100.0



問7のコメント

思わない24人	未記入7人
	アイヌ民族の遺骨を研究用に国策で持ち去ったが、今、世界的な流れからも、無条件の地域返還であるべきはずが、手をあげづらい足かせの多いガイドラインになっている。加害者がそっくりかえる、こんな馬鹿げたことがあってはならない。盗った物は自らの手であるべき姿にもどし、謝罪することである。 ガイドラインは、返還の足かせになるもの。そもそも、盗掘した遺骨返還に何故、その当事者がガイドラインを設けるのか。そっこく、国の責任において返還すべき。 キチンとした対応を、樺太の遺骨は出来ることなら樺太に戻してほしいが…

	<p>そもそも慰霊施設を作ったことで、元々の管理者への責任を無くしてしまっていると考えている。あんなものは必要なかったし、該当する大学や施設が責任を持って一体一体返すべきだと思っていた。</p>
	<p>もっときちんとやるべき</p>
	<p>遺骨はもとの地に戻されなければならない。ガイドラインは遺骨を戻させないために作られたものである。</p>
	<p>何もかも理解できない [大学で保管している遺骨について国が作ったガイドラインに基づき返還する] アイヌの骨を勝手に持っていき返す時も国のやり方でなんて理解できません 今や遺骨が帰ってきて困る地域もあるでしょう それぞれの環境も変わってしまってる中でしっかり気持ちを込めて動いていただきたい</p>
	<p>関係者・研究者の方、自分の身に、置き換えて考えて下さい。戦争中出来事の様</p>
	<p>国、大学の問題だけでなく、当事者アイヌが??? 返還を求めないような動き（例・新ひだか町アイヌ協会など）がある。国は受入れ体制を関係自治体に促し補助すべきである。アイヌは「土から生まれて、土へ帰る!!」という死生観がある。</p>
	<p>国・道は、地域のアイヌ協会の意見をよく聞いて、関係市町村と話し合い返還すべきです。</p>
	<p>勝手に持って行って、返して欲しければ自分たちで調べて返還手続きすれって・・・盗人猛々しいとはこのことだわな</p>
	<p>政府の遺骨返還ガイドラインは、制約が多くいわゆるハードルを高くして、返還しないためのガイドラインかと思う。そもそも盗掘の遺骨返還のガイドラインを政府が決めるのはおかしい。</p>
	<p>政府はアイヌ遺骨が出土地域の土に帰るまで対応してほしい。例えば樹林葬にして公園にするとかそこまですても良いと思う。</p>
	<p>大学・日本国政府が率先して地域に出かけ、遺骨をどの様に返還するのか、話し合いをするべきだと思います。</p>
	<p>不十分です。</p>
	<p>返還過程の認識が異なるように感じました。カラフトアイヌ（エンチュ）ノ遺骨収集ほど盗掘が明らかな事が無いにも関わらず、返還の道筋がつけられないまま何年も放置されるのか国は責任を持って明らかにすべきです。樺太アイヌと言っている私達は現在日本国が認めるアイヌに該当しないという現実と自己否定との葛藤です。</p>
	<p>北大や日本全国の博物館からウポポイに「慰霊施設」に鉄のカベに押しこまれた人骨は又、日本人の人類学者によって DNA やいろいろな調査が始まるのでは、と懸念しています。</p>

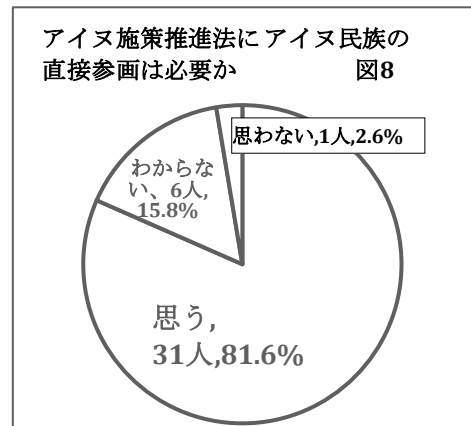
わからない 11人	<p>未記入 8人</p>
	<p>遺骨の問題は複雑すぎてわからない。そもそもアイヌは貝塚みたいなどに人骨を捨てていたのでは？ 遺骨にこだわるのは日本人の思考？地方に返されるのがいいのか、集約されてきちんと慰霊されているの がいいのか、誰が決めるのかと思う</p>
	<p>国の対応以前に北海道アイヌ協会本部の対応が問題で有る。</p>
	<p>当然、掘り出された地域に戻し、魂を癒すべきです。</p>

思う 3人	<p>未記入 1人</p>
	<p>地域に返してあげて下さい。国が責任もって墓地も建てて下さい。</p>
	<p>当アイヌ協会では国の指針にのって返還が実現した。ただ返還後の慰霊の責任が曖昧である。</p>

問 8 現在のアイヌ施策推進法に対しては、法案策定に一部アイヌ団体の幹部が加わっただけでアイヌの声が十分に反映されていない、という批判がありました。3年後の改正にさいして、貴団体を含むアイヌ民族諸団体が直接参画できる仕組みが必要と思いますか？

(表 8)

回答	(人)	(%)
思う	31	81.6
わからない	6	15.8
思わない	1	2.6
計	38	100.0



問 8 のコメント

思う 31人	未記入 14 人
	1984 年の「アイヌ民族に関する法律（案）」の精神を失ったアイヌ協会幹部と国の自己満足にすぎないアイヌ諸団体の中で忌憚ない意見交換を行って方向性を出せることができれば、政府を動かし、国民にもアイヌの意思を明解に示せるようになることが一番良いと思う。そうなるように努力したいと思う。
	アイヌといえば北海道、となってますがこんな時代に北海道から出ないなんてありえません。今や世界中にアイヌはいます
	アイヌ施策推進法は、アイヌ協会員だけのものではない。全てのアイヌの法律。多くの声が反映されるしくみが必要。それができないなら、アイヌ差別・区別。
	アイヌ民族の問題は、アイヌ自らの施策が必要。欠くべからず、アイヌが積極的に取り組むべきである。
	やはり、双方の話合い（納得）の行く様に
	一方的なアイヌ団体だけが優遇されている。各個人や団体にも（※読めない）すべきだ。
	学者、民間人、応募者と実生活の貧困、格差は無くならない声は届かない
	今の北海道アイヌ協会が終わっている。
	数人のアイヌの意見で、ものごとが決まっている。広く、多くのアイヌの声が反映されることが重要。
	団体だけでは不十分だと感じる。アイヌに総意はないので、どこの団体が何を言おうがそれは十分ではない。
	団体じゃないからワシは無理だな
	団体であれ個人であれ、アイヌ全員の声を聞いて法案に生かして欲しいと思う。
	半分以上の人数の、アイヌが関わるべき。
	法案策定に関わっているアイヌ団体というのは、北海道アイヌ協会を指すのだろうが、あの組織は、日本政府に千切れんばかりにシッポを振るお目付け役にすぎない。そしてサイレントアイヌを含めた私達の代表ではない。勿論あの組織の言動は、私達の総意ではないことを強く申し述べておく。
北海道アイヌ協会 50 団体、道内のアイヌ各団体、全国のアイヌ団体の声も聴かなければいけません。	
民族自立の法案は自分たちで作り、国に認めさせることが最も必要であり、専門家や有識者とされる人達に作って貰うことでは無いのです。	
理性、思考力の健全なアイヌが参加すべき。無能な「北海道アイヌ協会」はハイジョすべき。カクレミノを着ているポウリョク団体であるから…	

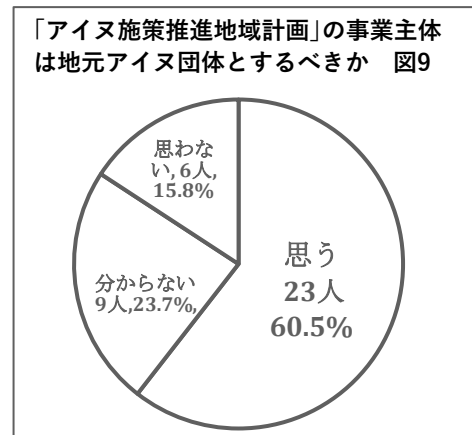
わか らな い 6人	未記入 5人 現在、如何なる団体にも属して居ない為、今後どのような仕組みが出来ても私個人は参画出来るとは思って居ない。が、それ以上に現在のアイヌ協会上層部、現在のアイヌ政策推進法の策定に関与した一部の団体、個人には政策策定の能力が無い疑いがある。
---------------------	--

思わない 1人	やはり、双方の話合い（納得）の行く様に
---------	---------------------

問9 現在のアイヌ施策推進法では、「アイヌ施策推進地域計画」は内閣総理大臣が認可し、事業主体は市町村です。3年後の改正で、地元アイヌ団体を事業主体とするべきと思いますか？

(表9)

回答	(人)	(%)
思う	23	60.5
わからない	9	23.7
思わない	6	15.8
計	38	100.0



問9のコメント

思う 23人	未記入 10人
	アイヌにお金まわしてくれないべか
	アイヌの暮らしに関する政策は、皆無に等しい。アイヌ民族先祖が培ってきた、漁労権・狩猟権・採集権を行使するにあたり、土地が必要なゆえに、一日も早く教育の面でもアイヌ自ら学ぶことができるような政策を、自ら講じていくべきである。
	アイヌ女性団体も含めてもらいたい。
	計画書を作り、認可、事業まで手続き迄煩雑、実行するするまで時間がかかり過ぎて時間が短くなり負担が大きい
	行政は施設の整備や、理解促進のためと、湯水のように、イベント、グッズの無料配布、無料バスを、非アイヌに提供するばかり。何の法律なのか。
	国際的な、国連宣言の実施状況・政策を、公務員も教員も、議員も、メディアも勉強してほしい。アイヌ民族自らも、勉強しましょう。スイス・ジュネーブの国連人権センターの人権担当官は「日本は国際人権規約を含め、いくつもの人権条約を批准している憲法（第98条2項）によっても、これらの人権条約は国内法に優位して適用されるはずだ。しかし、にほんでは法律専門家ですら、国際人権法は極めて不勉強で、これを実際の裁判や行政判断に適用しようとしな。まったく嘆かわしいことだ」。
	市町村の公共事業とアイヌ文化理解促進の名のもと多くの財源は、非アイヌ対策費となっている。
	私達の意見が反映されますように
	事業主体となった時は、国や道、市町村から影響を受けることなく、自主的、独立した主体となって事業を実施できることが求められる。
	少しでも地元アイヌの意見が通りやすくなるのなら主体となるべきだと思います
	当然な事でしょう。主権者は誰か？その自覚のあるアイヌが主体者に・・・

	当然の事！北海道はアイヌモシリ、アイヌの国である。
	当方の居住地区の事で言えば、当地区のアイヌ協会には事業主体となるだけの能力も人材も存在せず、また覚悟も無いのでそのような事は不可能と思われる。

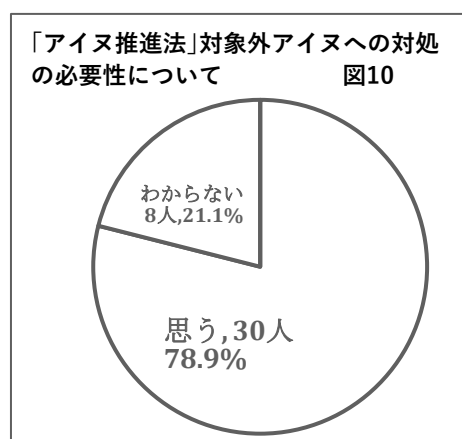
わからない 9人	未記入 8人
	地元アイヌ団体以外の人もいるから

思わない 6人	常識のないアイヌが多いから。後々に遺恨を残す可能性がある。
	地元アイヌ団体が必ずしも良い結果を残せるとは思わないので。
	多額の税金を運用するのは、負担が大きすぎる。
	地元アイヌ団体を事業主体とする意図がわからない。団体にも所属しないアイヌや今迄自力で頑張ってきたアイヌが声をあげられるようにアイヌ自身が主体であり、小さな団体でも大きな団体でも差別なく、区別なく、実施出来る法律になることだと思います。 大きな願望
	? いままでも、同じ事がおきているから。
	地元アイヌ団体を事業主体とした場合、かならず団体内での（表面には出なくても）権力争い・そういう人達とつながって自分達だけ得をしようとする人が現れると思います。その為にもその上で公正な運営をしてくれる物が良かった方が良くと思う。

問 10 現在のアイヌ施策推進法に基づく政府のアイヌ政策では、先住の地からの移住を余儀なくされた樺太や千島のアイヌをはじめ、地元を離れ団体にも所属していないアイヌの方々は対象として想定されていません。今後、こうした人々を想定した政策が必要と思いますか？

(表 10)

回答	(人)	(%)
思う	30	78.9
わからない	8	21.1
思わない	0	0.0
計	38	100.0



問 10 のコメント

思う 30人	未記入 13人
	「地元」を奪われた人々、という認識に立って、「地元」を奪った責任を明確にした上で当事者の権利を明文化する作業が必要だと思います。当事者が自らの権利を明らかにする過程を尊重する仕組みを作ることが大切で早急に取り掛かってください。
	1854年、日本は幕府が、ロシアと「日露和親条約」を締結し、初の国境設定をした。アイヌはもとより島の先住民族は両国の利害に翻弄された。さらに1875年明治政府は、ロシアと「千島樺太交換条約」でいけつした。10月、サハリンのアニワ湾沿岸を中心としたアイヌ民族841人を北海道に移送。翌年江別に強制移住した。1884年明治政府は、北千島のアイヌ民族を色丹島に強制移住させた。第2次大戦後も、本道に移住した千島アイヌは悲惨な状況におかれた。このような歴史的に国家の犠牲になった、樺太・千島のアイヌ民族・今でもアイヌだと声も上げられない、ウタリ・同朋を救わずにはいられません。

アイヌ協会団体は、ある程度、市町村からの補助金委託事業等に団体の活動を維持しているが、それ以外の団体・個人で長年、アイヌ文化に取り組んでいる。その人たちにこそ活動を維持していく必要がある。
アイヌ民族が日本やロシアに翻弄された歴史を見れば明らか。又、強制移住により、土地を失い、墓を掘られ、すべてのアイヌを対象に政策をすべき。
しかし、現状むずかしい状況にある。明治以降、日本の国際的立場や状況、情勢を考え戦力、戦略的に団結し一緒に戦うことを希望するが…
どのような状況、環境であっても誇りを持って生きるために必要なことがあるのであればすべき。
まあ無理たべな
安住の地を追われ、定住できず、何ら対策も講じられず、経済基盤が成り立たず、困窮を余儀なくされた生活の基盤として、地域で出来る、サケの採取、あるいは土地を返してもらい生活を営むことが民族としてとても大事である。
何を願うかはわからないがアイヌとして一緒に進んで行きたい。
強制的に移住させられた人達は沢山います。その中で、元の地に戻りたいと思っている人もいます。そういう人達には、国の責任として移住前の土地に帰してあげる事が大事だと思います。団体等にも所属していない人達にも、出来る限り話合いの場を持ち、その人達の希望や意見を反映させていく事が国の責任だと思います。
政策があれば協会に所属する人も増えるはず
団体に属していない方々の意見を今まで聞いてこなかったと思います。これからはしっかりそこまで手を差し伸べてください
当事者ががんばって申し出てください。
当然必要である。国や道は早急にそれらの団体・個人から意見を聞きよく相談し彼らの意向に沿った政策を行うべきである。
必至条件では有るが、その実行実施の為に「現在のアイヌ関係団体」の「解体」と「再編」及び「人材の育成と再教育」が必至で有る。
北海道アイヌ協会のように、政府は樺太千島アイヌ協会の場所も設けるべきだと思います。
勿論です！移住を余儀なくされた者の気持ちになって…到底一口では言い表せない

わからない 8人	未記入 6人
	身近に該当する人がいないので良く分からない。
	声を聴く機会が今迄無かった為

思わない 0人	
---------	--

問 11 そのほか、アイヌ政策の今後のあり方について、ご意見がありましたら自由にお書きください。

1 地域の アイヌ 協会	アイヌ1人1人に年金をだしてもらいたい。1ヶ月20万円。いまだに金をだしていない。
	新しい新法ができた事でアイヌである事を誇りに思い子どもや孫に伝えていける時代が来たと思っている、これからは人まかせではなくアイヌも積極的に関わり個人的な事より未来のアイヌ達に何を伝えていけるかを考えてほしい。そして、こういう取り組みは大事だがいちぶの売名行為的アイヌの意見が多数ではない事を考えてほしい。
	要らぬお世話にならない事を願います。
	当事者、アイヌの多くの意見を反映する事。

無い、正直「和人の支配体制の強化」と「愚かなおいぼれアイヌ共の権力の強化」に使われる事が目に見えている法には何の期待も無い。

2 札幌及び道外などのアイヌ団体	教育、住宅、仕事がほしい
	困ってるアイヌを助けてくれないべか
	不満しかありません。
	1997年に「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図」ることを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定したが、目的を果たせなかった。そのために今度はそのことを法律名にしてしまった。しかし、制定したことに満足してしまい、実現させたかのように思い込んでいることが問題。 政府関係者の問題発言、それが地方議員に波及、ヘイトを助長していることに気づかないでいることがもっと問題である。
	あくまで、アイヌの意思を第一に語り合いたいね！
	歴史的な政策で打撃をうけ、全てを失った、 アイヌ民族への謝罪・補償を行うこと。アイヌの自主性を尊重すること。
	何と言っても、民族に適した仕事による営みが必要。 漁労、採集（海藻）、狩猟権を確立する。そのことにより文化は開花する。
	北海道はアイヌ民族の大地である。そのアイヌモシリを奪い、人権、財産権など様々な物件、尊厳、言葉を含む文化と殆ど全ての権利を奪われたうえ、明治時代以降も日本政府により、止むことなく続くアイヌ民族への不正義。こういった歴史事実にも関わらず、日本政府、日本人は自分達は加害者であるという当事者意識が低すぎる。由に、恥ずかしい差別発言が湧いてくるのである。 オリンピックではオーストラリアのアスリートをはじめ複数の国の選手達が 人権、人種差別問題に抗議し、片膝をつき、拳を突きあげるパフォーマンスが世界の人々の目にとまったことであろう。
	今各地の川は異変がおきています。人間の欲望により、資源が減っています。 又、地球環境が変わり、これから大人になる子供や地上に住む人々の安全を願いたい。
	今まで苦しんできたアイヌの皆が少しでも心穏やかになるような未来を期待しています。 この先を生きる子供達が自信をもってアイヌだと言えるように願います。

アイヌ文化 3 札幌の	アイヌの代表者達の意見だけでなく、下じもの意見を良く聞くことが大切!! だと思います。
-------------------	---

2-2. アンケート結果の分析

質問1から10までを対象とした。各質問ごとに三つの回答の割合を量的に比較すると、問3（アイヌ施策が文化のみを対象としていること）、問4（先住民族の権利が明記されていないこと）、問5（アイヌの漁業権などの慣習の未承認）、問6（アイヌ差別禁止条項）、問8（法案策定過程でのアイヌの関与が極めて限定されていること）など、アイヌ施策の原則に係る質問群と、その他のアイヌ施策の現実に係る質問群によって違いがあることがわかった。したがって、アイヌ施策の原則と現実の二つに分けて、それぞれ回答者のコメントを読み、アイヌ施策推進法の問題点を第1章総則に絞り探った。

2-2-1 アイヌ施策の原則に係る回答について

問3、4、5、6、8などアイヌ施策の原則に係る質問への回答は批判が圧倒した。特筆すべきは、問3、4、8については批判が8割を超えていることである。加えて、問6は78.9%、問5は76.3%の回答者が批判的である。その理由をコメントに求めた結果、以下のようになった。

問3「1984年にアイヌ自身が求めた『アイヌ民族に関する法律（案）』の精神に沿った政策を求める。」「アイヌ民族が伝統に基づいた生き方、生活をするために、漁労権、狩猟権、採集権、生活がエンジョイしてこそ、より良い文化の継承となる。」「侵略、強制同化の歴史から、アイヌ民族の多くは貧困、教育など一般との格差が大きい。当然その解消のための施策をすべき。」これらはいずれも「アイヌ施策はアイヌ文化の振興だけではなく生活保障などにも広げるべきだと思いますか」という問いに対して「思う」と回答した人たちのコメントである。しかし、「思わない」と答えた5人の回答者のうちコメントを寄せた3人もアイヌ文化の振興偏重に対して批判的であった。

問4「先住権の保障について明記すべき」と回答した人たちの主なコメントは以下のとおり。「いまや国際的にあたりまえの原則をスルーしている日本政府。監視すべき日本国民も関心ないのはなぜだ…」「自己決定権や土地・資源の権利などが無い先住民族では、絵に描いた餅である。」「明治政府いらい土地を奪い狩猟やサケ漁などを禁じ、民族固有の言語の使用や慣行を規制し、アイヌのいっさいの権利を蹂躪する強制同化政策に対して正当な補償をする必要がある。その上で明治以前にアイヌが行使していた諸権利の回復策を探求する責任が国・道にはある。」しかし、「そうは思わない」と回答した人の中には、先住権の保障どころか、それを越えた主権を主張しているコメントがあった。

問8「今後の法改正の際には、アイヌ諸団体が直接参画できる仕組みが必要だと思いますか」に対し、「思う」と回答した人たちのコメントの代表例は以下のとおり。（アイヌ施策推進法は）「1984年の『アイヌ民族に関する法律（案）』の精神を失ったアイヌ協会幹部と国の自己満足にすぎない。アイヌ諸団体の間で忌憚ない意見交換を行って方向性を出せることが

できれば、政府を動かし、国民にもアイヌの意思を明解に示せるようになることが一番良いと思う。そうなるように努力したいと思う。」「一方的なアイヌ団体だけが優遇されている。各個人や団体にも（※読めない）すべきだ。」「団体であれ個人であれ、アイヌ全員の声を聞いて法案に生かして欲しいと思う。」など、政府のアイヌに対する分断統治策への反発意見があった。

問6「アイヌ差別禁止条項ではアイヌ差別がなくなる」とに関し、「厳罰付きにすべき」、「差別はあってはならない。法律をもって差別禁止すべきです。国の恥です。」、「罰則を設けて、厳しくした方が良い。」「法的拘束がない。法律が出来てからも、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムが後をたたない。厳罰のついた差別禁止法にすべき。特に公務員、議員。」などのコメントが書かれており、アイヌの人たちの苛立ちが感じられる。反面、「実行力のある規定を設けるべきがどうか分からない」と回答した人のコメントには「もっと差別されるような気がする。」とか「実行力のあるものを規定を設けると、またなにか？問題か？」「（実行力のあるもの）言うのは簡単だが逆に隠れた差別が生まれる可能性がある」などといった不安や苦澁を表明するコメントもあった。

問5「アイヌの漁業権や動物捕獲権が認められていない現状」に対しては、次のような批判的なコメントが寄せられた。「アイヌは和人が入る前には、資源を枯渇させずに資源を利用してきた。和人が資源を枯渇させておいて法律（道内水面漁業規則）をつくり、アイヌをしぼるのはおかしいではないか。北方領土についても、アイヌに漁業権を認めるべきだ。」「もともと、狩猟民族である、自由に捕れるべき。」「旧土人保護法にかわる法律を制定する時に、国連が定めた「先住民族の権利宣言」を参照することだったが、何もない。」「当然、あたりまえ…その他にも、アイヌが自然と密接に生きてきた権利を認めるべきである。例えば山菜の獲得権利を明確にすべきだ！」「約160年間、アイヌ民族の伝統の権利を奪われ、生活の困窮の一途をたどった。先住民として、当然の権利を確保して、漁業権を認めるべきです。」なお、「わからない」と回答した4人のうちの一人は「では誰がアイヌとして認められ、そのアイヌとして認めるというのを誰がしていくのかも明白にしなければならない」とアイヌの自己認定について問題提起をしていた。

これらをまとめると、全回答者の8割以上が「アイヌ施策推進法が文化のみならず、生活保障、教育や雇用なども対象に加え、先住民族の権利を明記し、漁業などの慣習を保障するとともに、差別禁止を厳格化し、アイヌ関連の法案作成には一部のアイヌ団体だけではなく、アイヌ諸団体の参画を求めている」といえる。換言すれば、アイヌ施策推進法第1条（目的）がアイヌの人々の誇りの源泉をアイヌの伝統及びアイヌ文化と解釈し、第2条（定義）がアイヌ施策を「アイヌ文化の振興、並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発、（中略）アイヌ文化の振興等に資する環境の整備」に限定していることに加え、第4条（基本理念）がアイヌを理由に差別することを禁じてはいるものの、実効性はなく、第3条（基本理念）が3「アイヌ施策の推進は、国や地方公共団体が（中略）、アイヌの人々の自発的意思の

尊重に配慮しつつ、行わなければならない」とし、第5条（国及び地方公共団体の責務）が「国や地方公共団体は、上記の基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定していることがアイヌに受け入れられていないことを示すものと考えられる。

2-2-2 アイヌ施策の現実に係る回答について

問1（アイヌ施策推進計画におけるアイヌ団体の自発的意思の尊重）、問2（ウポポイがアイヌ民族の誇りの尊重につながるか）、問7（アイヌ遺骨返還への政府の対応）、問9（今後、地元アイヌ団体を事業主体とすべきか）など、具体的なアイヌ施策への批判は6割程度に留まった。問10（千島や樺太アイヌをアイヌ施策の対象とする必要の是非）の場合は批判が8割程度あるものの、保留は上記の4つの質問同様、2割前後であった。それは問10が北海道アイヌにとっては原則的問題であるが、当事者などには具体的問題であるという特殊性を帯びているからと推測される。以下、各質問のコメントを読むと、次のようなアイヌ施策の実態が浮かんできた。

問1に「思わない」と回答した25人のコメントからはアイヌの意思が無視されている現実が浮かび上がる。「『アイヌ施策推進地域計画』を策定にあたって、当初から5年の計画を出す必要があり、拙速すぎて、何が必要なのか、どうすればよい伝承ができるかが、ほとんど議論できなかった。」「関東のアイヌ団体などの意見は尊重されたなどない。」「全く無視されてきた。理由を聞くと人数と歴史のあるアイヌ協会とのみ、意見交換するとの事。アイヌはアイヌ協会員のみではない。」「少なくとも昨年度末には、江別地域独自の教育課程の取り組みを提唱した。しかし、全く別な活用になった。」「申請していないが、実績を見ると市町村が独自財政で実施できる施策、観光業者の責任で行うべき事業に利用されている傾向が強い。」他方、「思う」と回答した人の中には「当町にはアイヌ政策推進会議があり町、議会、アイヌ協会で構成されていて20年前から協議してきた。」「新しい生活館建設にあたり、町に我々の意見や希望を良く聞いてもらっている。」「平取町に関しては、うまく予算を活用。」などのコメントがあり、地域によっては、アイヌの意思が尊重されている場合もあることをうかがい知ることができる。

問2「思わない」と回答した人は以下のようにウポポイに対して厳しいコメントを寄せていた。「ウポポイは私達アイヌの為の施設だとは考えられません。私はウポポイには反対です。誇りを持って活動している人もいますが、そういう人は少数で国はそういう人達の意見に耳をかしてくれません。一体アイヌの人のどのくらいの人達が納得しているのでしょうか。はなはだ疑問です。」「観光・文化振興・アイヌ文化振興法の流れを続けている。ウポポイは、アイヌ民族の歴史、中世・近世・近現代に焦点を当て、アイヌ民族の生活圏は広大であったこと、周辺の文化の人々と接触し、時にはその文化の影響を受けつつ、独自の文化を作っていた民族であることを、伝えなければならない。」「所詮オリンピックむけのパフォー

マンスです。リアル感のない薄っぺらな施設です。またウポポイの尊厳ある慰霊施設と称する施設こそがアイヌ民族の誇りを踏みつけにする屈辱的な施設。」他方、「わからない」と回答した人の中には「働いている人達は誇りを持って仕事をしていると思うがウポポイに関係ない人には影響はないと思う。」とコメントし、ウポポイで働く同胞への気遣いが伺われる。また、「わからない」の回答者は「新型コロナウイルス感染症による緊急事態布告によって未だに当施設に行く事が出来ない為、何とも言えない」という場合もあるが、施設としては立派ではあるが、内容的には、アイヌが主体的に関わっておらず、不十分と判断した人が三人おり、複雑な胸中が想像できる。

問7 政府の遺骨返還への対応を十分だと「思う」「わからない」「思わない」のいずれの場合も、政府に対しては厳しい声が聞かれた。たとえば、「思う」と回答した人の主なコメントは以下のとおり。「アイヌ民族の遺骨を研究用に国策で持ち去ったが、今、世界的な流れからも、無条件の地域返還であるべきはずが、手をあげづらい足かせの多いガイドラインになっている。加害者がそっくりかえる、こんな馬鹿げたことがあってはならない。盗った物は自らの手であるべき姿にもどし、謝罪することである。」「ガイドラインは、返還の足かせになるもの。そもそも、盗掘した遺骨返還に何故、その当事者がガイドラインを設けるのか。そっこく、国の責任において返還すべき。」「そもそも慰霊施設を作ったことで、元々の管理者への責任を無くしてしまっていると考えている。あんなものは必要なかったし、該当する大学や施設が責任を持って一体一体返すべきだと思っていた。」「政府の遺骨返還ガイドラインは、制約が多くいわゆるハードルを高くして、返還しないためのガイドラインかと思う。そもそも盗掘の遺骨返還のガイドラインを政府が決めるのはおかしい。」「北大や日本全国の博物館からウポポイに『慰霊施設』に鉄のカベに押しこまれた人骨は又、日本人の人類学者によってDNA やいろいろな調査が始まるのでは、と懸念しています。」他方、「わからない」の回答者でも、「当然、掘り出された地域に戻し、魂を癒すべきです。」「国の対応以前に北海道アイヌ協会本部の対応が問題で有る。」などのコメントがあり、政府の対応を肯定しているとは思えない。「思う」場合でさえ、「地域に返してあげて下さい。国が責任もって墓地も建てて下さい。」「当アイヌ協会では国の指針にのって変換が実現した。ただ返還後の慰霊の責任が曖昧である。」として、政府の対応の不備を指摘しており、問題の深刻さが伺えた。

問9 「『アイヌ施策推進地域計画』の事業主体は地元アイヌ団体とすべきか」に対しては、「思う」と回答した人たちのコメントは「当然の事！北海道はアイヌモシリ、アイヌの国である。」との原則論がある一方、「計画書を作り、認可、事業まで手続き迄煩雑、実行するまで時間がかかり過ぎて時間が短くなり負担が大きい」、「行政は施設の整備や、理解促進のためと、湯水のように、イベント、グッズの無料配布、無料バスを、非アイヌに提供するばかり。」「市町村の公共事業とアイヌ文化理解促進の名のもと多くの財源は、非アイヌ対策費となっている。」など、事業の現状を憂うコメントもみられた。これらは、アイヌ施策推進法第3条（基本理念）が「アイヌ施策の推進はアイヌの人々の民族としての誇りが尊重さ

れるよう（中略）行われなければならない」と謳いながらも第5条において、「国及び地方公共団体は、（中略）、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされているため、提出書類の多さへの負担感やアイヌ文化が和人ツーリズムに組み込まれたことへのアイヌの不満を表していると思われる。

問 10 は「樺太アイヌや千島アイヌをはじめ、地元を離れ団体にも所属していないアイヌの方々に対する政策の必要性」について問うたものである。回答には、「『地元』を奪われた人々、という認識に立って、『地元』を奪った責任を明確にした上で当事者の権利を明文化する作業が必要だと思います。」「強制的に移住させられた人達は沢山います。その中で、元の地に戻りたいと思っている人もいます。そういう人達には、国の責任として移住前の土地に帰してあげる事が大事だと思います。団体等にも所属していない人達にも、出来る限り話し合いの場を持ち、その人達の希望や意見を反映させていく事が国の責任だと思います。」など、アイヌ施策の対象となっていない人々への連帯のコメントが寄せられる中、「わからない」という回答も21.1%に達した。「身近に該当する人がいないので良く分からない」。「声を聴く機会が今迄無かった為」などのコメントから類推するには、具体的にどうすればいいのか「わからない」のだろうか。特徴的なのは「必要だとは思わない」と回答した人が皆無だったことである。これは当該の樺太アイヌや千島アイヌの方々をはじめ、地元を離れ団体にも所属していないアイヌの方々には勇気づけられる結果と思われる。本来、同じアイヌという一つの民族でありながら、一方は法律が適用され、他方は適用されないというのは差別であり、それが放置されるならば、政府はアイヌを一つの民族として認めていないとも考えられる。これらのコメントはいずれも、政府は、国民に対しては、第4条（基本理念）において「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」としながら、このような構造的差別を黙認していることへの抗議ではないかと伺えた。

これらをまとめると、アイヌ施策の原則とは違い、個人の事情や地域の実態が回答に反映され、量的には批判にのみ集中せず、幅が広がったと考えられる。しかし、コメントを吟味すると一部の例外はあるものの、随所でアイヌの意見が取り入れられていないことが推測される。

3. 考察

本アンケート調査は、アイヌ施策推進法附則9条により、2024年に同法の改正を行う可能性があることを踏まえ、施行の状況について検討を加えるための資料が不可欠であるとの判断に基づき実施したものである。アンケート結果を分析した結果、前述のように、アイヌ施策推進法の骨子となる第1章のいずれの条項もアイヌの要望を満たしていないことが明らかになった。換言すれば、アイヌ施策推進法そのものがアイヌの諸団体の参加や協議によってできたものではなかったことが、計らずも、実証されたともいえる。ここでは、実際の意思決定過程はどうだったのか、質問主意書及び内閣府に設置されたアイヌ政策推進会議や政策推進作業部会の会議録などの公文書を辿って検証し、その上でアイヌ施策へのアイヌの諸団体の関与の重要性について国際人権法に基づき考察する。

2020年6月16日、日本共産党の紙智子参議院議員は山東昭子参議院議長に「アイヌ施策推進法に関する質問主意書（第201回国会質問157号）」を提出し、アイヌ施策推進法の策定にあたり、「自己決定権を含めアイヌ民族の意見を取り入れる必要がある」とした上で、次のように政府の見解を求めている。「（1）政府が意見を聞いたアイヌの実団体数および延べ団体数、（2）政府が意見を聞いたアイヌの実人数および延べ人数、（3）各地のアイヌ協会の会員でないアイヌから政府が意見を聞いた回数、実人数および延べ人数並びに取り入れた意見を明らかにされたい。」

同26日、政府は答弁書において、「アイヌの人々からの意見聴取は、内閣官房において、計三十六回の意見交換の会合を開催して行ったものであるが、これらの会合において意見を聴取したアイヌ関係団体の実数は少なくとも五十五団体、その延べ数は少なくとも八十五団体、意見を聴取したアイヌの人々の延べ人数は五百三十名である。」とした上で、「お尋ねの『政府が意見を聞いたアイヌの実人数』及び『各地のアイヌ協会の会員でないアイヌから政府が意見を聞いた回数、実人数および延べ人数』については、各回の個別の参加者の属性を網羅的には把握しておらず、お答えすることは困難である。」と述べ、計らずも杜撰な実態を吐露している。

アイヌ施策推進法の作成は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（2009年）を踏まえ、最終的には二つの会議すなわち、内閣官房長官を座長とするアイヌ政策推進会議と常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長を部会長とする政策推進作業部会によって行われた。

上記の意見交換の会合については、アイヌ政策推進会議の第10回会議（2018年5月14日）において「アイヌ政策再構築に係る地域説明会について」という資料が配布されている。しかし、その議題は議事次第には載っておらず、議事概要でも議論された形跡はない。そのわずか2頁の配布資料には、開催合計12回、参加者延べ286人として全道各地での内訳が記されているものの、団体名は書かれていない。また、アイヌの意見は項目として整

理されているだけであり、どのような意見が出たのかは皆目見当がつかない。項目は、1 先住民族政策全般、2 文化振興、3 生活向上の3つに大別され、それぞれが4～5の小項目からなっている。たとえば、1の小項目には、①アイヌを先住民族として認めること、②土地・資源の返還・利用等、③漁業権の付与、④アイヌの自律的活動を支援するための措置、⑤各地における伝統的生活空間等の再生、の5つが並べられているだけだ。つまり、地域説明会に参加したアイヌの人々の意見は文書化されず、議題にもならず、したがって、アイヌ政策の意思決定に全く反映されていないのである。

他方、政策推進作業部会では、地域説明会は、最後の第34回会議（2018年4月30日）で実質的な議題になった。しかし、事務局の内閣府は上記の項目についてアイヌの意見が分かれていることを強調し、委員は事務局が地域説明会を実施したことへの感謝を表明しているが、聴取された意見について議論を深めたわけではない。多くのアイヌの意見は無視されたも同然である。このような意思決定は、国際人権法に照らしてみれば、先住民族の権利の中でもっとも基本的な FPIC 原則（「自由意思に基づき、事前に十分な情報を与えられた上での同意」）への重大な侵害である。

FPIC 原則の根拠は、基本的人権である自己決定権のみならず、先住民族に対する民族的差別の構造的な基盤を取り壊すために作られた人権の枠組みにも求められる。FPIC 原則は、国際人権規約自由権規約、国際人権規約社会権規約及び人種差別撤廃条約などのすでに確立された国際人権法によって保障されたものであり、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下、国連宣言と略称）の随所に明記された。第19条は FPIC を次のように規定している。「国は、先住民族に影響を与える法的あるいは行政的方策を採択し実行するにあたり、先住民族の自由意思に基づき事前に十分な情報を与えられた上での同意を得るため、その代表機関を通して、当該先住民族と誠意をもって協議し、協力するものとする。」したがって、FPIC 原則は基本的に先住民族の集団的権利を保障するものとして機能するのである。第10条（環境及び土地・領土・資源の生産能力の保全・保護）、第11条（文化的伝統と慣習の実践・復元）、第28条（奪われた土地、領土、資源への補償）、第29条（強制移住）、第32条（土地、領土、資源）なども、FPIC を先住民族に保障し、その権利保障義務を国に課している。

前述の趣意書では、紙議員は先住民族の権利にも言及し、「アイヌ施策推進法案の立案過程において、四十六条ある先住民族の権利宣言を日本国内において具体化するためにどのような議論をしたのか。」と政府に質している。それに対して政府は「『先住民族の権利に関する国際連合宣言』（以下「宣言」という。）は法的拘束力を有するものではなく、政府としては、宣言の各条について網羅的に国内措置を講ずるという観点からの検討は行っていない」と答弁し、法的拘束力がないことを理由に国連宣言の国内法への適用を怠っている。しかし、FPIC 原則のみならず、先住民族の文化享有権についても、国連宣言で新たに規定されたものではなく、すでに確立された法的拘束力のある国際人権法によって保障されている。したが

ってそれらに沿って国内法を整備しないのは日本国憲法 98 条第 2 項に反するものであり、政府はただちに国際人権法をアイヌ施策推進法に適用し、アイヌのサケ漁や遺骨返還などへの権利を保障すべきである。それは、政府答弁書が、アイヌ施策推進法と先住民族の権利について、次のように締めくくり、アイヌ施策推進法改正の余地を残している以上、決して不可能ではない。

「お尋ねの『諸権利を、今後、どのように具体化するのか』については、政府としては、宣言に示されている国の果たすべき責務は、憲法との課題整理を図る必要があるものを除き、アイヌ施策推進法及び関連法令により、おおむね措置されたものと考えているが、引き続き、アイヌ施策推進法の規定及び附帯決議を踏まえ、アイヌの人々に関する施策の更なる検討に努めてまいりたい。」

4. 結語

今回のアンケート調査及びアイヌ政策関連の公文書から、アイヌ施策推進法は多くのアイヌの意見が反映されないものであったことが明らかになった。それは国際人権法や日本国憲法にも反する。したがって、日本政府には、日本国憲法 98 条 2 項に従い、先住民族の権利に関する国連宣言など国際人権法を踏まえ、FPIC 原則を尊重し、アイヌ諸団体と対等な立場において全面的な改正の協議を行うよう要請する。その際には、本報告書を資料とされたい。

最後になったが、今回のアンケート調査にあたり、丁寧に回答して下さったアイヌの皆さまに改めて感謝申し上げます。市民会議では、今後とも国際人権法に基づくアイヌ政策の実現に向けて取り組んでいく所存である。引き続き、アイヌの方々や市民社会のお力添えをお願い申し上げます。

問5. 近年、アイヌに自由なサケ漁を認めるべきかどうかの議論が起きています。アイヌ施策推進法の3年後の改正で、アイヌ民族の権利として漁業権等、動物の捕獲の権利を認めるべきだと思いますか？

1 思う

2 思わない

3 わからない

◇上記を選ばれた理由や、ご意見を自由にお書きください。

問6. アイヌ施策推進法ではアイヌ差別を禁じていますが、今年3月、全国放送のテレビ番組が大きなアイヌ差別を引き起こしました。3年後の改正で、アイヌ差別禁止を実効力のあるものとする規定を設けるべきだと思いますか？

1 思う

2 思わない

3 わからない

◇上記を選ばれた理由や、ご意見を自由にお書きください。

問7. 白老町の民族共生象徴空間（ウポポイ）の慰霊施設に、和人数研究者らが各地のアイヌ墓地を発掘して集めた遺骨が多数安置されています。政府は「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」を設け、希望する地域のアイヌ関係団体に返還するとしていますが、現在の政府の対応で十分だと思いますか？

1 思う

2 思わない

3 わからない

◇上記を選ばれた理由や、ご意見を自由にお書きください。

問8. 現在のアイヌ施策推進法に対しては、法案策定に一部アイヌ団体の幹部が加わっただけでアイヌの声が十分に反映されていない、という批判がありました。3年後の改正にさいして、貴団体を含むアイヌ民族諸団体が直接参画できる仕組みが必要だと思いますか？

1 思う

2 思わない

3 わからない

◇上記を選ばれた理由や、ご意見を自由にお書きください。

問9. 現在のアイヌ施策推進法では、「アイヌ施策推進地域計画」は内閣総理大臣が認可し、事業主体は市町村です。3年後の改正で、地元アイヌ団体を事業主体とするべきと思いますか？

- 1 思う 2 思わない 3 わからない

◇上記を選ばれた理由や、ご意見を自由にお書きください。

問10. 現在のアイヌ施策推進法に基づく政府のアイヌ政策では、先住の地からの移住を余儀なくされた樺太や千島のアイヌをはじめ、地元を離れ団体にも所属していないアイヌの方々は対象として想定されていません。今後、こうした人々を想定した政策が必要と思いますか？

- 1 思う 2 思わない 3 わからない

◇上記を選ばれた理由や、ご意見を自由にお書きください。

問11. そのほか、アイヌ政策の今後のあり方について、ご意見がありましたら、自由にお書きください

ご回答、ありがとうございました。

■所属団体名

■回答者のお立場（役職など）

■回答者名

※お名前や役職、所属団体名は公表しませんが、アンケートの有効性の確保のため必ずご記入願います。

2024年「アイヌ施策推進法」改正に向けてのアンケート調査報告書

2022年3月

アイヌ政策検討市民会議（代表 丸山 博）

〒060-0061

札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F 501

さっぽろ自由学校「遊」気付

Tel : 011-252-6752
